

議案第 9 号

市川市八幡市民交流館の設置及び管理に関する条例の制定について

市川市八幡市民交流館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市八幡市民交流館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民相互の交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、市民交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市八幡市民交流館

位置 市川市八幡 4 丁目 2 番 1 号

(事業)

第 3 条 交流館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の交流に関する事業
- (2) 集会、学習、憩い等の場の提供に関する事業
- (3) 子育て支援に関する事業
- (4) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第 4 条 交流館の集会室その他の規則で定める場所(以下「集会室等」という。)を独占して使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 集会室等を独占して使用しようとするものが第1条の目的に適合しない目的で集会室等を使用しようとするとき。
- (2) 集会室等を独占して使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 集会室等を独占して使用しようとするものが交流館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第10条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- (5) その他交流館の管理運営上又は周辺の生活環境の保護上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、交流館の管理運営上又は周辺の生活環境の保護上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第5条 前条第1項の許可を受け、集会室等を独占して使用するもの（以下「使用者」という。）は、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）に定める使用料を納めなければならない。

2 交流館の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を使用するものは、市川市使用料条例に定める使用料を納めなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車する場合には、この限りでない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が乗車している自動車
- (3) その他使用料を徴収する必要がないものとして市長が特に認める自動車

3 前項の使用料は、自動車が駐車場から出場する際に、駐車場を使用したものから徴収する。

(開館時間)

第 6 条 交流館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時（屋外広場にあつては、午後 7 時）までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 7 条 交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎月の最終月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日及び同月 3 日
- (4) 12 月 29 日から同月 31 日まで

(駐車場の供用日等)

第 8 条 駐車場の供用日は、前条に規定する休館日以外の日とする。

2 駐車場の供用時間は、午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらに規定する駐車場の供用日又は供用時間を変更することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 使用者は、集会室等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、集会室等の使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は交流館からの退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) 暴力団の利益になるとき。

(7) その他交流館の管理運営上又は周辺の生活環境の保護上支障があるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場における自動車の駐車を拒否することができる。

(1) 駐車しようとする自動車に発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品が積載されているとき。

(2) 駐車しようとする自動車が駐車場の施設、設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他駐車場の管理上又は周辺の生活環境の保護上支障があるとき。

(入館の制限等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流館を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他交流館の管理運営上又は周辺の生活環境の保護上支障を生ずるおそれがあるとき。

2 駐車場を使用するものは、第 8 条に規定する駐車場の供用日及び供用時間以外に自動車を駐車してはならない。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(意見聴取)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、第 4 条第 2 項第 4 号又は第 10 条第 1 項第 6 号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(損害賠償)

第 13 条 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

(供用開始前に行う使用の許可等)

- 2 集会室等の使用の許可、使用の許可の取消しその他これらの行為に関し必要な手続その他の行為は、令和 7 年 3 月 1 日前においても、第 4 条、第 1 0 条第 1 項及び第 1 2 条の規定の例により行うことができる。

理 由

市民相互の交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るための施設として八幡市民交流館を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。